



IFC 検定実施ガイドライン

2019 年 12 月 6 日

一般社団法人 buildingSMART Japan

IFC 検定委員会

■ IFC 検定委員会

(敬称略 委員五十音順)

委員長 有賀 貴志 bSJ インフラストラクチャ小委員会 委員長
(一般社団法人 buildingSMART Japan)
副委員長 青井 俊洋 (一般社団法人 buildingSMART Japan)
副委員長 西木 也寸志 (一般社団法人 buildingSMART Japan)
委員 足達 嘉信 bSJ 技術統合委員会 委員長 (鹿島建設株式会社)
委員 鹿島 孝 bSJ 構造設計小委員会 前委員長 (株式会社竹中工務店)
委員 端野 篤隆 bSJ 設備環境小委員会 IFC 検定 WG リーダー
(株式会社竹中工務店)
委員 宮田 信彦 bSJ 事務局長 (一般社団法人 buildingSMART Japan)
委員 宮本 勝則 一般財団法人日本建設情報総合センター
建設情報研究所 主任研究員
委員 安井 謙介 bSJ 意匠設計小委員会 委員長 (株式会社日建設計)

■ 改訂履歴

改訂日	項目	内容
2019.12.06	全般	初版発行

■ 問い合わせ先

IFC 検定事務局 ifc-qual-office @building-smart.or.jp

目次

1 適用範囲.....	5
2 引用規格.....	6
3 用語.....	7
4 附属書	8
5 略語.....	9
6 IFC 検定の目的.....	10
7 基本方針.....	11
8 運営組織.....	12
9 IFC 検定.....	13
9.1 IFC 検定の単位	13
9.2 IFC 検定の区分	13
9.2.1 入力検定	13
9.2.2 出力検定	13
9.2.3 入出力検定.....	13
9.3 IFC 検定の種別	13
9.3.1 通常検定	13
9.3.2 定期検定	14
9.3.3 臨時検定	14
10 IFC 検定の実施手順	15
10.1 IFC 検定の受検を申し込む	15
10.2 IFC 検定の申し込みを確認する	15
10.3 IFC 検定を実施する	15
10.3.1 第 1 段階	16
10.3.2 第 2 段階	16
10.3.3 第 3 段階	16
10.4 IFC 検定合格を認証する	16
10.5 IFC 検定完了を承認する。	16
10.6 IFC 検定結果を公開する	16
11 IFC 検定で用いる基準類	17
12 IFC 検定の合否の判定	18
12.1 検定要件の判定	18
12.2 IFC 検定の合否の判定	18
12.3 再検定.....	18
13 認証	19
13.1 認証の有効期間	19

13.2 認証の取り消し	19
14 検定料金	20
14.1 原則	20
14.2 通常検定	20
14.3 定期検定	20
14.4 臨時検定	20
14.5 再検定	20
14.6 検定料金の特例	21
14.6.1 スポンサーの区分による割引率	21
14.6.2 定期検定の特例	21
14.6.3 シリーズの特例	21
14.6.4 特別料金	21
15 検定要件の除外の特例	22
16 異議申し立て	23
17 情報の公開等	24
17.1 bSJ 会員への情報の開示	24
17.2 一般への情報の公開	24
18 免責事項	25
19 附属書 A (規定) IFC 検定を受検するソフトウェアの考え方	26
19.1 通常検定におけるバージョン	26
19.2 ベータバージョンでの受検	26
19.3 OEM 製品	26
19.4 同一製品を複数の販売会社が取り扱う場合	26
19.5 ソフトウェアと IFC 入出機能が一体でない場合	26
20 附属書 B (規定) 定期検定の特例	27
20.1 通常検定受検時の記録	27
20.2 定期検定の申し込み	27
20.3 虚偽の申告があった場合	27
21 附属書 C (規定) IFC 検定の申し込み方法	28
21.1 IFC 検定申の込み手順	28
21.1.1 IFC 検定の受検を申し込む	28
21.1.2 検定料金の支払いを確認する	28
21.2 IFC 検定の申し込みの記載事項	29
21.2.1 受検者情報	29
21.2.2 ソフトウェア識別情報	29
21.2.3 検定申請情報	29

21.2.4 検定要件の除外の特例の申請.....	30
21.3 検定料金の支払い	30
22 附属書 D (規定) 認証番号	31
22.1 認証番号の定義	31
23 附属書 E (規定) 認証証および認証ロゴの使用規則.....	32
23.1 認証証および認証ロゴの使用許可	32
23.2 認証証および認証ロゴの発行	32
23.3 認証証および認証ロゴの使用上の遵守事項	32
23.4 認証証および認証ロゴの使用許可の取り消し.....	32
23.5 認証ロゴの使用細則.....	33
23.5.1 認証ロゴのデザイン	33
23.5.2 認証ロゴの色の指定	33
23.5.3 認証ロゴの使用の基本事項	34
24 附属書 F (規定) 検定要件の確認方法.....	36
24.1 出力検定.....	36
24.1.1 IFC との適合性.....	36
24.1.2 検定 MVD との適合性	36
24.1.3 モデル要件との適合性.....	36
24.1.4 検定課題との適合性	36
24.1.5 その他の適合性	37
24.1.6 検定要件の確認時の修正回数.....	37
24.2 入力検定.....	37
24.2.1 検定課題との適合性	37
24.2.2 その他の適合性	37
24.2.3 検定要件の確認時の修正回数.....	37
25 附属書 G (規定) 検定料金の算定方法	38
25.1 通常検定	38
25.2 定期検定	38
25.3 臨時検定	38
26 附属書 H (規定) IFC 検定に関する情報の開示および公開	39
26.1 bSJ 会員に対する情報の開示	39
26.1.1 検定 MVD.....	39
26.1.2 検定報告書.....	39
26.2 一般に対する情報の公開	39
26.2.1 ソフトウェア識別情報.....	39
26.2.2 性能表示書.....	40

26.2.3 検定要領および検定課題.....	40
26.3 bSJ 非会員に対する情報の開示	40
27 附属書 I (参考) 検定 MVD	41
27.1 建築委員会が管理する検定 MVD.....	41
27.1.1 設備.....	41
27.1.2 仕上げ積算.....	41
27.1.3 建築確認	41
27.1.4 鉄骨.....	41
27.2 土木委員会が管理する検定 MVD.....	41

1 適用範囲

このガイドラインは、IFC 検定の実施について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格（国際規格）は、このガイドラインに引用されることによって、このガイドラインの規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 3401	CAD 用語
JIS Z 8301	規格表の様式及び作成方法
ISO 16739	Industry Foundation Classes (IFC) for data sharing in the construction and facility management industries
ISO 19650-1	Organization and digitization of information about buildings and civil engineering works, including building information modelling (BIM) — Information management using building information modelling — Part 1: Concepts and principles
ISO 29481-1	Building information modelling — Information delivery manual — Part 1: Methodology and format
ISO 29481-2	Building information models — Information delivery manual — Part 2: Interaction framework

3 用語

このガイドラインで用いる用語は次による。

受検ソフトウェア	IFC 検定を受検するソフトウェア
認証ソフトウェア	IFC 検定合格を認証されたソフトウェア

4 附属書

このガイドラインには以下の附属書がある。

- 附属書 A（規定）IFC 検定を受検するソフトウェアの考え方
- 附属書 G（規定）検定料金の算定方法
- 附属書 C（規定）IFC 検定の申し込み方法
- 附属書 B（規定）定期検定の特例
- 附属書 H（規定）IFC 検定に関する情報の開示および公開
- 附属書 F（規定）検定要件の確認方法
- 附属書 D（規定）認証番号
- 附属書 E（規定）認証証および認証ロゴの使用規則
- 附属書 I（参考）検定 MVD

5 略語

このガイドラインで用いる略語は次による。

bSI	buildingSMART International
bSJ	buildingSMART Japan
CAD	Computer Aided Design (JIS B 3401 参照)
IDM	Information Delivery Manual (ISO29481-1 参照)
IFC	Industry Foundation Classes (ISO16739 参照)
MVD	Model View Definition

6 IFC 検定の目的

IFC 検定とは、bSJ が公益的な見地から、IFC の入力機能および出力機能を備える CAD 等のソフトウェアに対して、IFC を実業務で用いるユーザーの要求の実現のため、IFC、IDM および MVD 等への適合性を厳格に審査し、合否を判定するものである。IFC 検定の目的は、次の 3 点である。

- プロジェクトの利用場面に対する情報連携の目的に応じた IFC の利用ルールを定め、データの円滑な交換および品質の向上を図る。
- ソフトウェアの IFC に関する機能の実装状況を公開し、ユーザーのソフトウェア選定の一助とする。
- 認証ソフトウェアの情報を公開し、IFC に対応したソフトウェアの利用普及を図る。

7 基本方針

IFC 検定は、IFC による情報連携のプロセス、交換要求、機能要求等を定めた IDM に基づいて、IFC の利用ルールを定めた MVD（以下、検定 MVD という）を作成し、CAD 等のソフトウェアの入力機能、出力機能、その他関連する機能が IFC および検定 MVD に適合するかを技術的に厳格に審査するものである。IFC 検定の実施に関する基本方針を以下に示す。

- IFC 検定は、IDM および検定 MVD 等に基づいて検定要領を作成し、検定要領に従って実施する。
- IFC に論理的完全対応すること。ただし、各ソフトウェアの特性を考慮し、想定される BIM データ連携業務において有効に利活用可能なレベルであることを合否判定の基準とする。
- データ交換上の必要に応じて複数の検定 MVD に対する検定が必要な場合がある。
- IFC 検定は、受検者からの申し込みにより随時実施する。IFC 検定の期間は検定料金の支払いの完了から IFC 検定結果の公開までとし、6か月以内とする。ただし、すぐに開始できない場合がある。IFC 検定の期間におけるスケジュールの詳細は検定要領で定めるものとする。
- IFC 検定は会員の受検を想定するが、非会員であっても受検可能とする。
- IFC 検定の申し込みから IFC 検定結果の公開までの間に、不正行為が発覚した場合は、IFC 検定を中止する。不正行為の発覚により IFC 検定を中止した場合、検定料金は返還しない。
- IFC 検定結果を公開した後に、不正行為が発覚した場合は、ただちに IFC 検定合格を取り消す。この場合、IFC 検定合格の認証の取り消しと、不正行為の内容を bSJ ホームページにて公開する。

8 運営組織

IFC 検定は、以下の 3 つの組織が実施する。

- IFC 検定委員会は、IFC 検定を行う。
- bSJ 理事会は、検定完了の承認を行う。
- IFC 検定事務局は、IFC 検定に関する事務手続き等を行う。

9 IFC 検定

9.1 IFC 検定の単位

IFC 検定の 1 単位は、IFC 検定の区分、検定 MVD、ソフトウェア識別情報で特定する単一のソフトウェアの組み合わせとする。IFC 検定の単位とするソフトウェアの考え方を「附属書 A（規定）IFC 検定を受検するソフトウェアの考え方」に示す。

9.2 IFC 検定の区分

IFC 検定の区分は以下の通りとする（以下、検定区分という）。

9.2.1 入力検定

入力検定は、IFC ファイルの入力機能を有するソフトウェアに対して、検定要件の通りに IFC ファイルを入力できるか関連する機能を検定する。

9.2.2 出力検定

出力検定は、IFC ファイルの出力機能を有するソフトウェアに対して、検定要件の通りに IFC ファイルを出力できるか関連する機能を検定する。

9.2.3 入出力検定

入出力検定は、IFC ファイルの入力機能と出力機能を有するソフトウェアに対して、上記の入力検定と出力検定を行う。

9.3 IFC 検定の種別

IFC 検定の種別は以下の通りとする（以下、検定種別という）。

9.3.1 通常検定

検定区分に基づいて、IFC 検定の対象となる機能を確認する。初めて IFC 検定を受検する場合のほか、認証ソフトウェアにおいても、次の場合は新規の通常検定が必要となる。

- ・ ソフトウェア識別情報に記載のソフトウェアのバージョン等を変更した場合。
- ・ 性能表示書の記載事項に変更が生じた場合。
- ・ 入力機能や出力機能などに変更が生じた場合。

9.3.2 定期検定

定期検定は、認証ソフトウェアを対象に、所定の品質を維持していることを確認することを目的に、通常検定に準じた検定を行う。

受検可能期間は、IFC 検定結果の公開の翌月から 12か月目の前後 2ヶ月の間（10ヵ月目～14ヵ月目）で、受検者からの申請により実施する。定期検定に合格すると認証の有効期間を 12か月延長し、性能表示書の認証の有効期間を更新する。定期検定に合格しても、認証の有効期間以外の性能表示書の記載事項は変更しない。定期検定に合格できない場合は、期限付きで修正を求める。修正できない場合、当該事実を性能表示書に追記する、または認証を取り消す場合がある。

認証ソフトウェアが通常検定の受検時と変更がないと認められた場合は、定期検定に合格したものとして認証の有効期間を延長する（以下、定期検定の特例という）。定期検定の特例の判断は「附属書 B（規定）定期検定の特例」によるものとする。

定期検定を受検しなかった場合も、認証は取り消さない。

9.3.3 臨時検定

臨時検定は、認証ソフトウェアを対象に、ユーザーからの報告で IFC 検定に著しい影響がある事態が生じた場合など、緊急に必要に応じて臨時に実施する。臨時検定に合格できない場合は、期限付きで修正を求める。修正できない場合、当該事実を性能表示書に追記する、または認証を取り消す場合がある。

10 IFC 検定の実施手順

IFC 検定の実施手順を図 10-1 に示す。

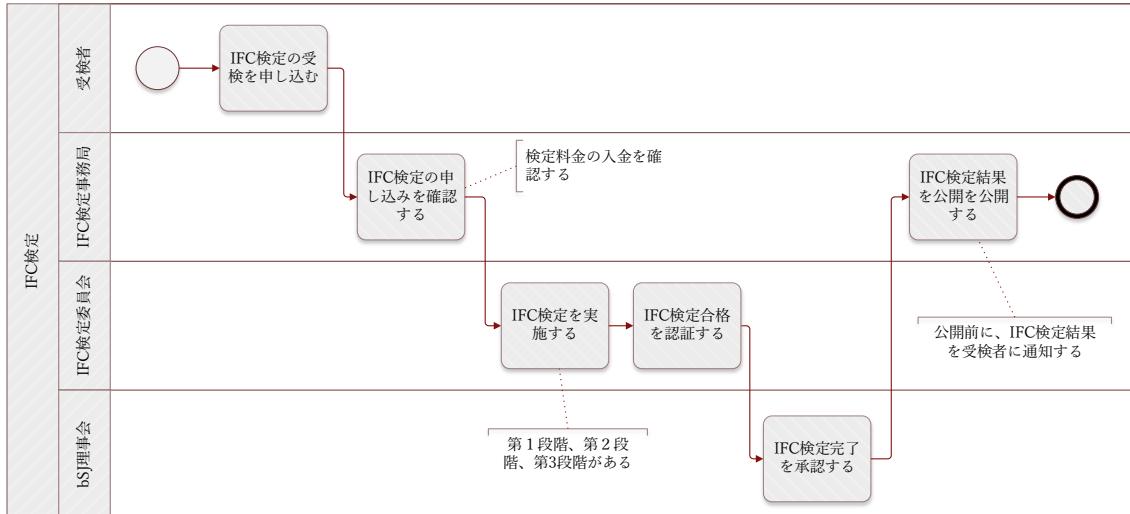


図 10-1 IFC 検定の実施手順

10.1 IFC 検定の受検を申し込む

受検者は、IFC 検定事務局に IFC 検定の申し込みを行う。IFC 検定の申し込みに際して、受検者の情報、受検するソフトウェアの情報、検定区分および検定種別、検定要件の除外の特例等に関する申告しなければならない。IFC 検定の申し込みの方法は、「附属書 C（規定）IFC 検定の申し込み方法」に示す。

10.2 IFC 検定の申し込みを確認する

IFC 検定事務局は、受検者からの IFC 検定の申し込みの内容を確認し、不備がなければ申し込みを受理する。IFC 検定事務局は、IFC 検定の申し込みを受理したのち、受検者の支払い担当者に検定料金の請求書を送付する。受検者は支払い期限内に検定料金を支払う。IFC 検定の申し込みの確認は、「附属書 C（規定）IFC 検定の申し込み方法」に示す。

10.3 IFC 検定を実施する

IFC 検定委員会は、検定要領に従って IFC 検定を実施し、検定要件を満たしているか確認し、IFC 検定の合否を判定する。IFC 検定は、検定区分および検定種類に関わらず、次の 3 段階の手順を原則とする。

10.3.1 第1段階

受検者は、検定要領に応じて IFC ファイル等の資料を提出する場合がある。IFC 検定委員会は、受検者が提出した IFC ファイル等が検定要件を満たしているか確認する。

10.3.2 第2段階

IFC 検定委員会より受検者は、双方の立ち合いにおいて受検ソフトウェアが検定要件を満たしているか確認する（以下、ワークショップという）。

IFC 検定委員会は、受検者に第3段階の実施に必要な資料として IFC ファイル等の資料の提出を求める場合がある。

10.3.3 第3段階

IFC 検定委員会は、第2段階までの実施内容を精査し、検定要件を満たしていることを再確認の上、IFC 検定の合否の判定を行い、検定報告書および性能表示書を作成する。

10.4 IFC 検定合格を認証する

IFC 検定委員会は、IFC 検定委員長に検定報告書および性能表示書を提出する。IFC 検定委員長は、検定報告書および性能表示書を精査する。IFC 検定委員長は、IFC 検定合格を認証し、bSJ 理事会に報告する。

10.5 IFC 検定完了を承認する。

bSJ 理事会は、IFC 検定合格の認証を確認し、IFC 検定完了を承認する。

10.6 IFC 検定結果を公開する

IFC 検定事務局は、bSJ 理事会による IFC 検定完了の承認に基づいて、IFC 検定結果を受検者に通知する。IFC 検定に合格した場合、IFC 検定結果を WEB サイトで公開する。

IFC 検定の認証番号は「附属書 D（規定）認証番号」に示す通りとする。IFC 検定事務局は、受検者に IFC 検定認証書、認証ロゴを交付する。受検者は、認証ロゴの使用に際して「附属書 E（規定）認証証および認証ロゴの使用規則」を遵守しなければならない。

11 IFC 検定で用いる基準類

IFC 検定は bSJ が IFC 検定を実施するうえで必要となる基準類を定める。IFC 検定に用いる基準類は次の通りとする。

- IFC 検定実施ガイドライン（本書）
- IFC
- 検定 MVD
- モデル要件
- 検定要領
- 検定課題

12 IFC 検定の合否の判定

12.1 検定要件の判定

検定要件の判定は以下の通りとする。

- OK 検定要件に適合する。
- NG 検定要件に適合しない。
- 保留 検定要件に複数の解釈が可能であること等、OK または NG の判定が困難な場合に判定を保留する。

検定要件の確認方法は「附属書 F（規定）検定要件の確認方法」に示す。

保留が発生した場合、すみやかに IFC 検定委員会を開催し、検定要件の確認を行ったうえで再判定を行う。再判定において、OK、NG、判定除外を確定する。なお、OK については条件付きとする場合があり、その場合、条件を性能表示書に記載して公開する。

12.2 IFC 検定の合否の判定

IFC 検定の合否の判定は、以下の通りとする。

- 合格 すべての検定要件が OK である。
- 不合格 検定要件にひとつでも NG がある。

12.3 再検定

IFC 検定の合否の判定により不合格となった場合、受検者の希望により IFC 検定を継続することができる（以下、再検定という）。その場合、IFC 検定委員会は期限付きで修正を認める。再検定は同一の内容について 1 回までとする。

再検定の申し込みは、IFC 検定結果の通知日より 2 週間以内とする。修正期間は、再検定の申し込みの受領日から最大 3 か月とする。

修正期限内に修正が完了した場合、修正箇所の検定要件の判定を行う。修正期限内に修正できなければ、受検者の希望により再延長できる。ただし、再延長は 1 回までとする。

13 認証

13.1 認証の有効期間

IFC 検定合格の認証の有効期間は、IFC 検定結果の公開の翌月より 12か月とする。ただし、定期検定に合格すれば、認証の有効期間は 12か月延長される。

13.2 認証の取り消し

IFC 検定委員会は、以下の場合、認証を取り消す。

- IFC 検定の不正行為が判明した場合。

14 検定料金

14.1 原則

IFC 検定の検定料金は以下を原則とする。

- 通常検定の検定料金を基本料金とし、「附属書 G（規定）検定料金の算定方法」に基づいて定期検定、臨時検定の検定料金を定める。
- 基本料金は、会員に適用する料金とする。非会員が受検する場合は、基本料金に 3 を乗じた金額とする。

14.2 通常検定

通常検定の検定料金は以下の通りとする。

出力検定	40万円（消費税別）
入力検定	40万円（消費税別）
出入力検定	60万円（消費税別）

14.3 定期検定

定期検定の検定料金は以下の通りとする。

出力検定	20万円（消費税別）
入力検定	20万円（消費税別）
出入力検定	30万円（消費税別）

14.4 臨時検定

臨時検定の検定料金は以下の通りとする。

出力検定	10万円（消費税別）
入力検定	10万円（消費税別）
出入力検定	15万円（消費税別）

14.5 再検定

再検定の検定料金は以下の通りとする。

NG の修正 1 件につき 10 万円（消費税別）

14.6 検定料金の特例

14.6.1 スポンサーの区分による割引率

検定料金に、スポンサーの区分に応じて次の割引率を設定する。

ダイヤモンド	7 5 %
プラチナ	5 0 %
ゴールド	5 0 %
シルバー	5 0 %

14.6.2 定期検定の特例

定期検定の特例は、無料とする。

14.6.3 シリーズの特例

検定区分および検定種別に応じて下記の計算を適用する。

通常検定 基本料金 + 基本料金 × 10% × (シリーズ製品数 - 1)

追加受検 基本料金 × 50% + 基本料金 × 10% × (追加シリーズ製品数 - 1)

通常検定におけるシリーズの特例の適用条件

- シリーズは、ひとつの性能表示書とする。(ひとつのシリーズで、異なる性能表示書として公開することはできない。)
- 検定申請時にシリーズとして販売していることが一般に公開されている HP、カタログ等で確認できる。
- シリーズで合格の場合は、シリーズに含まれる単体の製品の合格は表示できない。
- 追加受検は、認証ソフトウェアに対して適用する。

14.6.4 特別料金

受検者の希望する会場にて IFC 検定を行う場合、通常検定、定期検定、臨時検定の料金に、特別料金 10 万円（消費税別）と旅費交通費の実費を請求する。

15 検定要件の除外の特例

IFC 検定では、検定要件に対する完全対応を求める。ただし、受検ソフトウェアの特性（業種毎の特殊性や実用レベル）を考慮し、検定要領に応じて検定要件を除外する特例を認めることがある。検定要件の除外の特例は、検定の申し込み時に所定の方法で IFC 検定委員会に対して申告する。検定要件の除外の特例が申告された場合、その申告事項について IFC 検定委員会と受検者で協議し、双方の合意に基づいて検定要件からの除外の可否を定める。検定要件の除外の特例は、IFC 検定に合格した際に、その内容および理由を性能表示書に記載して一般に公開する。

検定要件の除外の特例の申告は、検定の申し込み時のみとし、受検開始後の申告は一切認めない。

16 異議申し立て

IFC 検定の受検者は、検定に対して異議申し立てを行うことができる。

- ・ 検定実施中は、IFC 検定事務局に異議申し立てを行い、IFC 検定委員会が審議する。
- ・ 検定終了後は、IFC 検定事務局に異議申し立てを行い、理事会が審議する。
- ・ 理事会または IFC 検定委員会は、受検者の意義申し立てを受領してから 2 週間以内に内容を審議し回答する。
- ・ IFC 検定の期間中の異議申し立ては、審議の結果が出るまで検定を中断する。
- ・ IFC 検定の終了後の意義申し立ては、IFC 検定の結果の通知日より 3 週間以内とする。
- ・ 異議申し立てがあっても、検定料金の返還は行わない。

17 情報の公開等

IFC 検定に関する情報の公開等は、以下の通りとする。詳細は「附属書 H（規定）IFC 検定に関する情報の開示および公開」に示す。

17.1 bSJ 会員への情報の開示

bSJ 会員に以下の情報を開示する。

- 検定 MVD

bSJ 会員のうちスポンサー会員には以下の情報を開示する。

- 検定報告書

17.2 一般への情報の公開

IFC 検定の認知と結果への信頼性の向上をめざし、関連情報を一般に公開する。

- ソフトウェア識別情報
- 性能表示書
- 検定要領および検定課題
- モデル要件

18 免責事項

bSJ は、認証ソフトウェアから出力されたデータに関する一切の責任を免れるものとする。

19 附属書 A（規定）IFC 検定を受検するソフトウェアの考え方

19.1 通常検定におけるバージョン

ソフトウェアのバージョンは、メジャー、マイナー、リビジョン、ビルドなどあるが、開発会社または販売会社ごとに表記方法が異なるため、バージョンを一律に定義ができない。そのため、検定申込時にソフトウェア識別情報に記載したバージョンと異なれば、通常検定の対象とする。

19.2 ベータバージョンでの受検

IFC 検定の対象とするソフトウェアは、申し込みの時点で販売されている必要がある。ただし、個別に相談の上、IFC 検定の実施を判断する。

19.3 OEM 製品

ソフトウェア識別情報に記載の開発会社または販売会社とは異なる会社が、認証ソフトウェアをベースとして、カスタマイズしたソフトウェアを開発・販売した場合、新しいソフトウェアは利用目的が同じであっても認証ソフトウェアとは異なるものとする。新しいソフトウェアが IFC 検定合格の認証が必要な場合は、通常検定を受検しなければならない。

19.4 同一製品を複数の販売会社が取り扱う場合

複数の販売会社が取り扱っている同一商品名のソフトウェアが IFC 検定を受検する場合は、ソフトウェア識別情報に関するすべての販売会社を登録する。IFC 検定は代表の販売会社が受検する。IFC 検定に合格した場合、ソフトウェア識別情報に登録されている販売会社は、代表の販売会社と同等の資格を持つことができる。販売会社の増減があった場合、代表の販売会社からの申請に応じて、ソフトウェア識別情報の販売会社を変更する。

19.5 ソフトウェアと IFC 入出機能が一体でない場合

対象ソフトウェアが、独立して動作する IFC 入出力機能（IFC データコンバータ、BIM データ変換モジュールなど、以下 IFC 入出力プログラム）を通して IFC データの入出力をを行う場合、対象ソフトウェアおよび IFC 入出力プログラムの組み合わせをソフトウェア識別情報とみなす。

20 附属書 B（規定）定期検定の特例

定期検定の特例は、通常検定受験時の記録と定期検定の申し込み内容を比較することで判断する。

20.1 通常検定受験時の記録

通常検定受験時に以下の情報等を記録する。

- ・ ソフトウェア識別情報
- ・ 実行ファイルのサイズ
- ・ ソフトウェア操作時の画面キャプチャ
- ・ 入力検定は、検定課題の IFC ファイルを入力した際のソフトウェアのオリジナルファイル
- ・ 出力検定は、検定課題を作成したオリジナルファイル

20.2 定期検定の申し込み

定期検定の特例を受けることを希望する受験者は、定期検定の申し込みに際して、20.1 に示す通常検定受験時の記録をすべて提出しなければならない。

IFC 検定委員会は、提出物を確認し、通常検定時と変更がないと認めた場合は、定期検定の特例を適用する。

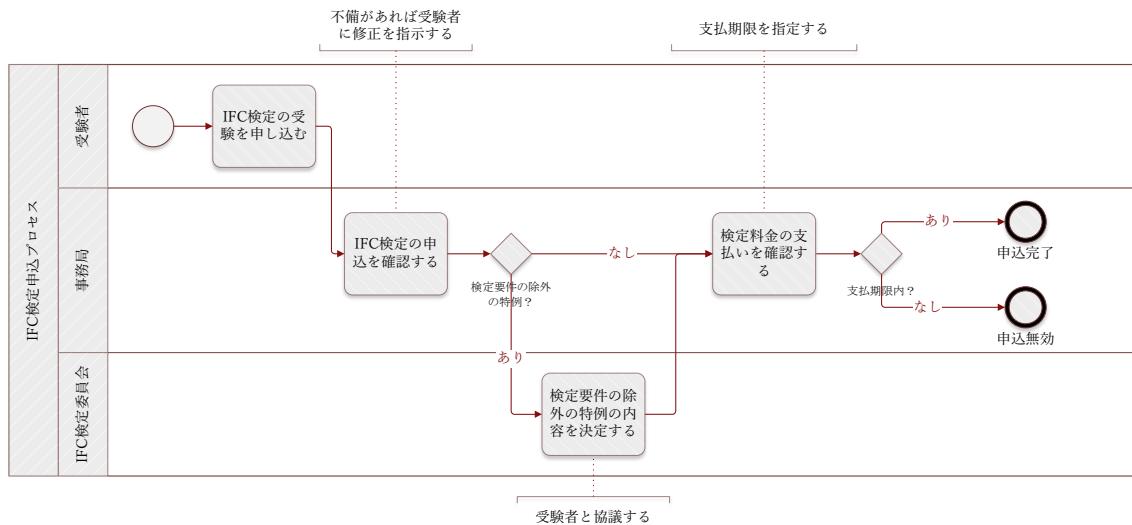
20.3 虚偽の申告があった場合

定期検定の特例を受けた受験者の提出物に虚偽が認められた場合は、特例を取り消して定期検定を受験しなければならない。

21 附属書 C（規定）IFC 検定の申し込み方法

21.1 IFC 検定申の込み手順

IFC 検定の申し込みは、以下の手順を原則とする。



21.1.1 IFC 検定の受検を申し込む

受検者は、IFC 検定事務局に対して、bSJ のホームページから IFC 検定の申し込みを行う。
IFC 検定の申し込みを確認する

IFC 検定事務局は、受検者からの IFC 検定の申し込みの内容を確認し、不備の有無を受検者に通知する。この通知は、申し込み日の翌日から起算して 5 営業日以内に行う。不備がある場合、受検者は当該部分を修正し、IFC 検定事務局に提出する。不備がない場合、IFC 検定事務局は、受検者に検定料金の請求書を送付する。

21.1.2 検定料金の支払いを確認する

IFC 検定事務局は、IFC 検定の申し込みを受理したのち、検定料金の請求書を請求担当者に送付する。受検者は納期内に検定料金を支払う。支払い期限は、請求日から起算して 60 営業日とする。検定料金の支払いが支払い期限までに確認できない場合は、IFC 検定事務局は IFC 検定の申し込みを無効とし、受検者に通知する。IFC 検定事務局は、検定料金が納期内に支払われたことを確認し、IFC 検定委員会に IFC 検定の申し込みの完了を通知する。

21.2 IFC 検定の申し込みの記載事項

21.2.1 受検者情報

受検者情報は次の通りとする。

- 申し込み日
- 会社名（ふりがな）
- 住所（ふりがな）
- 会員区分
- 受検担当者名（ふりがな）
 - 部署名
 - 電話番号
 - E-mail
- 支払い担当者名（ふりがな）
 - 部署名
 - 電話番号
 - E-mail
- 請求書送付先（上記の住所と異なる場合）

21.2.2 ソフトウェア識別情報

ソフトウェア識別情報は、IFC 検定の 1 単位を識別するために定めた情報のセットと定義する。IFC 検定の申し込みに必要なソフトウェア識別情報は次の通りとする。

- ソフトウェア名称（ふりがな）
- バージョン
- 開発会社名（ふりがな）
- 販売会社名（ふりがな）
- リリース日またはリリース予定日
- シリーズ数および一覧

21.2.3 検定申請情報

検定申請情報は次の通りとする。

- 検定区分
- 検定種別
- 検定 MVD の名称

21.2.4 検定要件の除外の特例の申請

検定要領に項目を定める。

21.3 検定料金の支払い

IFC 検定事務局は、受検者に検定料金の請求書を送付する。請求書には、以下を記載する。

- 請求者
- 請求日
- 請求金額
- 支払い口座
- 支払い期限

22 附属書 D（規定）認証番号

認証番号は、以下の通りとする。このガイドラインの制定前の IFC 検定で付与された認証番号は、継続して使用できる。

22.1 認証番号の定義

認証番号は以下の通り定義する。

AAAAA-BB-C-DD

- AAAAA : 検定 MVD の識別子（英数字 5 文字以内）
 - ✧ MEP : 設備モデルビュー定義
 - ✧ QTO : 仕上積算モデルビュー定義
 - ✧ BCC : 建築確認モデルビュー定義
 - ✧ STL : 鉄骨モデルビュー定義
 - ✧ CVL01 : 土木モデルビュー定義（クラス限定版）
 - ✧ CVL02 : 土木モデルビュー定義（クラス拡張版）
- BB : 検定 MVD の発行年次（西暦の下 2 桁）
- C : 検定区分
 - i : 入力検定
 - e : 出力検定
 - ie : 入出力検定
- DD : 検定 MVD ごとの認証の通し番号

23 附属書 E（規定）認証証および認証ロゴの使用規則

この規則は、bSJ が行う IFC 検定合格の認証証（以下、認証証という）及び IFC 検定合格の認証を示すロゴ（以下、認証ロゴという）の使用に関する事項を定める。

23.1 認証証および認証ロゴの使用許可

IFC 検定合格が認証された受検者（以下、合格者という）は、この規則を遵守することを条件として認証証および認証ロゴを使用することができる。

23.2 認証証および認証ロゴの発行

IFC 検定委員会は、合格者に認証証を 1 通および認証ロゴのデータを発行する。

23.3 認証証および認証ロゴの使用上の遵守事項

- 掲示を目的とする場合に限り、認証証を複写して使用することができる。
- 認証ロゴを縮小または拡大して使用する場合は、bSJ が発行した認証ロゴと縦横比を変えてはならない。
- 認証証および認証ロゴに関する権利を第三者に譲渡することはできない。

23.4 認証証および認証ロゴの使用許可の取り消し

合格者の認証証および認証ロゴの使用状況がこの規則に反すると bSJ が判断した場合、bSJ は合格者に対して期限付きの是正措置を求める。期限内に是正措置が履行できない場合、bSJ は合格者に対する認証証および認証ロゴの使用許可を取り消すことができる。

23.5 認証ロゴの使用細則

23.5.1 認証ロゴのデザイン

認証ロゴのデザインは、次の通りとする。



bSJ IFC2x3
CVL01-e-1800



bSJ IFC2x3
[CVL01-e-1800] IFC バージョン
認証番号

23.5.2 認証ロゴの色の指定

認証ロゴをホームページや電子情報に教示する場合の認証ロゴの色の指定は、次の通りとする。



bSJ IFC2x3
CVL01-e-1800



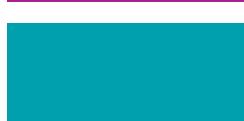
PMS185
CMYK: C3 M100 Y092 K0
RGB: R230 G34 B46
Web: FF3333



PMS2945
CMYK: C100 M69 Y0 K9
RGB: R0 G84 B158
Web: 006699



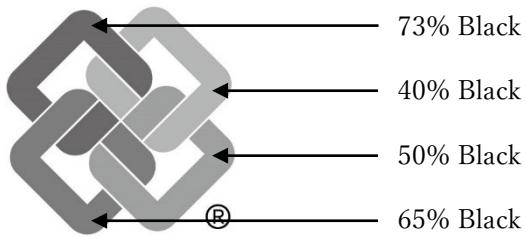
PMS247
CMYK: C36 M100 Y0 K0
RGB: R169 G33 B142
Web: 993399



PMS320
CMYK: C100 M0 Y31 K7
RGB: R0 G160 B175
Web: 009999



Black
CMYK: C0 M0 Y0 K0
RGB: R0 G0 B0
Web: 000000



**bSJ IFC2x3
CVL01-e-1800**

23.5.3 認証ロゴの使用の基本事項

- 認証ロゴは、IFC 検定に合格したソフトウェアのバージョンに対して有効である。
ソフトウェア名だけではなく bSJ のホームページで公開しているバージョンを明記しなければならない。
- 認証ロゴは、認証ロゴのデザインおよび色の指定を変更して使用してはならない。



**bSJ IFC2x3
CVL01-e-1800**

有効



無効



bSJ IFC2x3

無効



**bSJ IFC2x3
CVL01-e-1800**

無効

- 検定要件の適用の除外および性能表示書がある場合は、認証ロゴに該当事項を示さなければならない。該当事項を示す方法は、bSJ のホームページの URL を示すこと

でもよい。

- IFC 検定に合格したソフトウェアと他の商品をセットで販売する場合、IFC 検定に合格したソフトウェアと他のソフトウェアが区別できるように示さなければならぬ。

24 附属書 F（規定）検定要件の確認方法

検定要件の確認方法は、以下の通りとする。

24.1 出力検定

24.1.1 IFCとの適合性

- 受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを IFC チェックツールに読み込み、IFC チェックツールの結果が IFC と一致していることを確認する。
- IFC 検定で使用する IFC チェックツールは、受検者にあらかじめ知らせる。

24.1.2 検定 MVD との適合性

- 受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルをオブジェクト図作成ツールに読み込み、オブジェクト図を作成して、オブジェクト図が検定 MVD と一致していることを確認する。
- IFC 検定で使用するオブジェクト図作成ツールは、受検者にあらかじめ知らせる。

24.1.3 モデル要件との適合性

- 受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを IFC ビューワに読み込み、オブジェクト形状の相互関係、空間構造要素への所属関係、オブジェクトの分割単位等がモデル要件と一致していることを確認する。なお、IFC ビューワにより表示結果に差異が生じる可能性があるため、出力検定では IFC ビューワを複数使用する。
- IFC 検定で使用する IFC ビューワは、受検者にあらかじめ知らせる。

24.1.4 検定課題との適合性

- 受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを IFC ビューワに読み込み、形状および寸法等を表示し検定課題と一致していることを確認する。なお、IFC ビューワにより表示結果に差異が生じる可能性があるため、出力検定では IFC ビューワを複数使用する。
- 受検ソフトウェアと IFC ビューワの双方で幾何形状および属性情報等を表示して、双方が一致しているか確認する。
- IFC 検定で使用する IFC ビューワは、受検者にあらかじめ知らせる。
- 受検ソフトウェアにおけるモデルの作成方法により生じた幾何形状の差異は、検定

課題の目的から大きく逸脱しない範囲で許容する。

24.1.5 その他の適合性

- 受検ソフトウェアが output した IFC ファイルが、属性情報、色等に一致しているか確認する。確認方法は、検定要件に定める。

24.1.6 検定要件の確認時の修正回数

- 検定要件の判定が NG の場合、受検者に NG の内容を通知し、修正を求める。ただし、修正可能回数は最大 3 回とする。1 回の修正期間は最大 2 週間とする。修正可能回数または修正期間を超過した場合、ただちに IFC 検定を中止する。この場合、IFC 検定は不合格となる。

24.2 入力検定

24.2.1 検定課題との適合性

- 受検ソフトウェアに IFC ファイルを入力し、幾何形状および属性情報等を表示し、検定課題と一致していることを確認する。
- 受検ソフトウェアと IFC ビューワの双方で、幾何形状および属性情報等の照合を行う。
- IFC 検定で使用する IFC ビューワは、受検者にあらかじめ知らせる。
- 受検ソフトウェアで表示した幾何形状と検定課題の差異は、検定課題の目的から大きく逸脱しない範囲で許容する。

24.2.2 その他の適合性

- 受検ソフトウェアが output した IFC ファイルが、属性情報、色等に一致しているか確認する。確認方法は、検定要件に定める。

24.2.3 検定要件の確認時の修正回数

- 検定要件の判定が NG の場合、受検者に NG の内容を通知し、修正を求める。ただし、修正可能回数は最大 3 回とする。1 回の修正期間は最大 2 週間とする。修正可能回数または修正期間を超過した場合、ただちに IFC 検定を中止する。この場合、IFC 検定は不合格となる。

25 附属書 G（規定）検定料金の算定方法

IFC 検定の検定料金の算定方法は以下の通りとする。

25.1 通常検定

通常検定の検定料金の算定は以下の通りとする。

- 出力検定 基本料金 A
- 入力検定 基本料金 B
- 入出力検定 基本料金 C = (基本料金 A + 基本料金 B) × 75%

25.2 定期検定

定期検定の検定料金の算定は以下の通りとする。

- 出力検定 基本料金 A × 50%
- 入力検定 基本料金 B × 50%
- 入出力検定 基本料金 C × 50%

25.3 臨時検定

臨時検定の検定料金の算定は以下の通りとする。

- 出力検定 基本料金 A × 25%
- 入力検定 基本料金 B × 25%
- 入出力検定 基本料金 C × 25%

26 附属書 H（規定）IFC 検定に関する情報の開示および公開

bSJ 会員に対する情報の開示および一般に対する情報の公開は次の通りとする。

26.1 bSJ 会員に対する情報の開示

bSJ 会員に対する情報の開示は、「どこでもキャビネット」または「会員サイト」にて行う。

26.1.1 検定 MVD

bSJ 会員には検定 MVD を開示する。

26.1.2 検定報告書

bSJ 会員のうちスポンサー会員には検定報告書を開示する。

26.2 一般に対する情報の公開

一般に対する情報の公開は、bSJ ホームページにて行う。

26.2.1 ソフトウェア識別情報

認定ソフトウェアに関する、ソフトウェア識別情報を公開する。公開するソフトウェア識別情報は以下の通りとする。

- ソフトウェア情報
 - ソフトウェア名称
 - バージョン
 - 開発社名
 - 販売会社
- その他上記に附帯する事項
 - IFC 検定情報
 - 検定 MVD の名称
 - 検定区分
 - 認証の有効期間
 - その他上記に附帯する事項

26.2.2 性能表示書

認定ソフトウェアの性能表示書を公開する。

26.2.3 検定要領および検定課題

検定要領および検定課題を公開する。

26.3 bSJ 非会員に対する情報の開示

IFC 検定を希望する bSJ 非会員は、IFC 検定事務局に情報の開示申請を行い、IFC 検定委員会が情報の開示を行う。

27 附属書Ⅰ（参考）検定 MVD

IFC 検定で過去に用いた検定 MVD を参考として示す。

27.1 建築委員会が管理する検定 MVD

27.1.1 設備

- 設備モデルビュー定義 2014 MVD_BS-Model-View_2014
 - 設備モデルビュー定義 2015 MVD_BS-Model-View_2015
 - 設備モデルビュー定義 2016 MVD_BS-Model-View_2016
 - 設備モデルビュー定義 2017 MVD_BS-Model-View_2017

27.1.2 仕上げ積算

- 仕上積算モデルビュー定義 2015 MVD_AR-QTO-Model-View_2015

27.1.3 建築確認

- 建築確認モデルビュ－一定義 2015 MVD_AR-BCC-Model-View_2015
 - 建築確認モデルビュ－一定義 2016 MVD_AR-BCC-Model-View_2016
 - 建築確認モデルビュ－一定義 2017 MVD_AR-BCC-Model-View_2017

27.1.4 鐵骨

- 鉄骨モデルビュー定義 2017 MVD ST-STL-Model-View 2017

27.2 土木委員会が管理する検定 MVD

- ## • 土木モデルビュ－一定義 2018